

令和4年度
教育委員会の権限に属する事務の管理
及び執行状況についての点検及び評価
(令和3年度対象)

令和4年9月
福岡県教育委員会

目 次

はじめに	1
点検及び評価の概要について	1
○ 教育委員会の活動状況について	3
○ 教育施策の推進状況について	5
I 「学力、体力、豊かな心」を育成する	
1 学力の向上	
(1) 確かな学力向上のための取組の推進	7
2 体力の向上	
(1) 体力向上のための取組の推進	11
(2) 体育・スポーツ活動を豊かにする体制づくり	14
(3) 健康教育の充実	16
3 豊かな心の醸成	
(1) 道徳性を養う心の教育の充実	19
(2) 実体験を重視した教育の推進	21
(3) いじめや不登校等への対応	23
(4) 少年の非行防止と健全育成	26
(5) 幼児教育の充実	29
(6) 読書活動の充実	31
4 学校、家庭、地域の連携・協働	
(1) 学校、家庭、地域の連携・協働体制の整備	33
(2) 家庭教育支援の充実	36
5 教育環境づくり	
(1) 多様な教育ニーズへの対応	37
(2) ICTを活用した教育活動の推進	39
(3) 児童生徒の安全確保	42
(4) 学校施設の整備・充実	44
(5) 教育機会の確保	46
(6) 教員の指導力・学校の組織力の向上	48
II 「社会にはばたく力」を育成する	
1 多様で特色のある能力や個性の伸長	
(1) 個性や能力を伸ばす教育の充実	52
(2) 特別支援教育の推進	55

2	キャリア教育の充実	
	(1) キャリア教育・職業教育の推進	58
III	「郷土と日本、そして世界を知る力」を育成する	
1	郷土の魅力を学び、世界の多様性を理解	
	(1) 国際的視野を持つ人材の育成	61
IV	生涯学習社会をつくる	
1	生涯学習・社会教育の総合的推進	
	(1) 社会教育活動の推進	64
2	生涯学習・社会教育環境の整備	
	(1) 社会教育施設の充実	66
V	県民の文化活動を盛んにする	
1	文化の振興	
	(1) 県民文化芸術活動の振興	68
	(2) 文化財の保存・活用及び継承	70
VI	県民のスポーツ活動を盛んにする	
1	大規模国際スポーツ大会等を契機としたスポーツの振興による地域活性化	
	(1) 県民に希望や元気を与える競技スポーツの推進	72
VII	人権が尊重される心豊かな社会をつくる	
1	人権尊重の意識や行動の定着及び人権施策の推進	
	(1) 人権教育・人権啓発の推進	74
	(参考) 指標の達成状況一覧	76
○	学識経験者意見	79
○	資料等	
	関係法令	
◎	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）	89
◎	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について（通知）	
	（抜粋）（19文科初第535号 平成19年7月31日 文部科学事務次官通知）	90
	現在の福岡県教育行政の仕組み	91
	福岡県内学校数等一覧	92

はじめに

このたび、県教育委員会では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教育法」という。）第26条に定めるところにより、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果を報告書にまとめました。

この点検及び評価は、令和3年度における「教育委員会の活動状況」及び「教育施策の推進状況」に関して実施したものであり、効果的な教育行政の推進に資するとともに、教育行政の推進状況に関する県民への説明責任を果たすことを目的としています。

県教育委員会は、この報告書を議会に提出するとともに、県民に公表することとしています。

また、この点検及び評価の結果を今後の教育委員会活動や教育施策に十分に反映させることで、本県における教育施策が、県民の皆様方の御理解の下に、適切・円滑に推進できますよう、取組の強化を図ってまいります。

点検及び評価の概要について

1 点検及び評価の対象並びに実施方法

本報告書では、「教育委員会の活動状況」及び「教育施策の推進状況」についての点検・評価の結果を掲載しています。

このうち、「教育施策の推進状況」についての点検及び評価の実施方法は、次のとおりです。

(1) 取組・事業評価

「令和3年度福岡県教育施策実施計画」に掲げられた施策を構成する主な取組・事業等について、点検及び評価を実施します。

(2) 施策評価

(1)の結果を踏まえ、令和3年度の施策の取組状況について点検及び評価を実施します。

2 点検及び評価の方法並びに評価の観点

点検及び評価に際しては、施策の必要性や効率性、有効性や公平性といった観点から客観的な評価がなされるよう配慮しています。

また、対象となる施策を構成する主な取組・事業等の推進状況についての点検及び評価を通じて、施策自体に関する点検及び評価を実施することとしています。

3 教育に関して学識経験を有する者の知見の活用について

次の理由から、地教行法第26条第2項が規定している「教育に関し学識経験を有する者の知見の活用」については、大学等の専門家からの意見書を求める方式を取っています。

- ・ 教育委員会が行うこととなる点検及び評価については、専門的かつ継続的な見地が求められていること。
- ・ 本報告書で実施した教育委員会の活動状況及び教育施策の推進状況についての点検及び評価については、自己評価となることから、大学等の専門家による意見書をもって、客観性を担保する必要があること。

なお、今回の意見書については、次の3名の方に執筆をお願いしました。

九州大学大学院教授	元兼 正浩 氏
福岡教育大学教授	伊藤 克治 氏
九州共立大学教授	山田 明 氏

4 本報告書の構成

本報告書は、「教育委員会の活動状況」「教育施策の推進状況」及び「学識経験者意見」の3部で構成しています。

このうち、「教育委員会の活動状況」については、(1)教育委員会の概要、(2)主な活動、(3)成果、(4)課題、(5)対応の5項目で構成しています。

「教育施策の推進状況」については、「令和3年度福岡県教育施策実施計画」が定める教育施策の7つの柱ごとにこれを構成する施策の点検及び評価を行っています。施策ごとに、(1)施策の基本的なねらい、(2)主な取組・事業、(3)指標、(4)成果、(5)課題、(6)対応の6項目で構成しており、「課題」と「対応」の文頭に付した番号は、それぞれの対応関係を示しています。「指標」については、「令和3年度福岡県教育施策実施計画」に掲げられた目標値に向けての状況を次の4段階の基準で評価しています。

◎	既に目標を達成している。
○	目標達成に向けて順調に推移している又は概ね目標を達成している。
△	目標達成に向けて、取組の強化が必要である。
▲	目標達成のためには、取組の抜本的改善が必要である。

※ 関係法令等の資料については、巻末にまとめています。